相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草一丁目一二五番地、最後の住所三重県鈴鹿市岸岡町四七番地の一四　被相続人　亡　北澤　桂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

事務所三重県亀山市本町三丁目九番二号　相続財産管理人　岡村　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県府中市府中町二四九番地一、最後の住所滋賀県野洲市小篠原一二七八番地一ネオ・フラッツ野洲二〇一号　被相続人　亡　小森　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

事務所滋賀県守山市梅田町二番一号セルバ守山三〇七号　相続財産管理人　司法書士　太田　智真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字福来三五六番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯田　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

京都府舞鶴市引土二三三番地六ダイハチビル五階　相続財産管理人　弁護士　吉本　晴樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市西の庄町七番、最後の住所大阪府吹田市西の庄町七番二〇―五〇五号　被相続人　亡　岩田　辰三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室　相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市清田区平岡十条一丁目八八三番地一五七、最後の住所神戸市北区藤原台南町四丁目二八番一八―四〇二号　被相続人　亡　沼崎　信典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号　第二法友会館四階　ひょうご法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字粟殿五二八番地の一、最後の住所奈良県桜井市大字粟殿五二八番地　被相続人　亡　米田クニ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

奈良県奈良市花芝町九番地の二　川﨑ビル川﨑法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川﨑　祥記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市下津井田之浦一丁目二五七番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町尻海五五一三番地一　特別養護老人ホーム錦海荘　被相続人　亡　七瀬けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

岡山市北区伊島町二丁目九番二一―一号　相続財産管理人　合田　通恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市富任町五丁目二五三番地一四、最後の住所山口県下関市富任町五丁目一九番四号、不動産登記簿上の住所山口県下関市南部町八番一〇―五〇四号　被相続人　亡　永岡　松春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

山口県下関市岬之町九番五号　相続財産管理人　清水　弘彦

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年五月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

大阪府東大阪市渋川町三丁目九番二五号　万代グループ確定給付企業年金　清算人　河野　竜一

債権申出の公告（第三回）

当神社は、宗教法人法附則第十七項の定めにより、昭和二十七年十月三日をもって解散したので、当神社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

香川県三豊市財田町財田上七〇八八番地　嚴嶋神社　清算人　前田　正

事業譲渡のお知らせ

株式会社メモリードは平成二十五年四月一日をもって株式会社メモリード東京に対し株式会社メモリードの世田谷区・杉並区・目黒区地区互助会会員の契約上の地位を譲渡致しました。

今後、株式会社メモリードの会員の方々に権利義務につきましては株式会社メモリード東京が責任をもって承継する旨お知らせします。

平成二十五年五月二十七日

譲渡人　群馬県前橋市大友町一丁目二番一号　株式会社メモリード　代表取締役　吉田　茂視

譲受人　東京都世田谷区砧二丁目四番二七号　株式会社メモリード東京　代表取締役　小暮　大明

第17期決算公告

平成25年5月27日

青森県八戸市大字河原木字北沼１番地１

株式会社大平洋エネルギーセンター

代表取締役社長　小柳　正範

貸借対照表の要旨

（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,276,061
	固定資産	794,243
	合計	2,070,304
負債及び純資産の部	流動負債	629,357
	固定負債	502,410
	株主資本金	938,537
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	838,537
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	813,537
	（うち当期純利益）	（117,561）
	合計	2,070,304

第36期決算公告

平成25年5月27日

新潟県上越市頸城区西福島28番地１

Shin-Etsu 直江津産業株式会社

代表取締役社長　竹田　好文

貸借対照表の要旨

（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	794,508
	固定資産	43,761
	合計	838,269
負債及び純資産の部	流動負債	296,855
	固定負債	63,457
	株主資本	477,957
	資本金	30,000
	利益剰余金	447,957
	その他利益剰余金	447,957
	（うち当期純利益）	（35,553）
	合計	838,269